【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 2022年3月24日

【会社名】 日本たばこ産業株式会社

【英訳名】 JAPAN TOBACCO INC.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長寺畠正道【本店の所在の場所】東京都港区虎ノ門四丁目1番1号【電話番号】03(6636)2914(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員Corporate Communications担当 福田 浩之

【最寄りの連絡場所】東京都港区虎ノ門四丁目1番1号【電話番号】03(6636)2914(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員Corporate Communications担当 福田 浩之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年3月23日開催の当社第37回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引 法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出 するものです。

2【報告内容】

- イ. 当該株主総会が開催された年月日 2022年3月23日
- ロ. 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額当社普通株式1株につき 金75円 総額133,089,352,425 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件①

経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任の更なる明確化及び株主の皆様による信任機会の増加によりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を企図し、取締役の任期を2年から1年に変更するものです。

第3号議案 定款一部変更の件②

感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も 念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資す ると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第15条の変更を行うもの です。

第4号議案 定款一部変更の件③

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(定款第17条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものです。
- (2) 変更後定款第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (3)変更後定款第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものです。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

第5号議案 取締役10名選任の件

取締役として、岩井睦雄、岡本薫明、寺畠正道、見浪直博、廣渡清栄、山下和人を、社 外取締役として、幸田真音、長嶋由紀子、木寺昌人、庄司哲也を選任するものです。

第6号議案 社外取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額(年額11億円以内)は変更せず、社外取締役の報酬額のみを増額し、年額1億円以内と改定するものです。

ハ. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権 (個)	賛成率	決議結果
第1号議案	14, 246, 099	40, 958	7, 998	14, 305, 926	99%	可決
第2号議案	14, 251, 793	35, 284	7, 998	14, 305, 926	99%	可決
第3号議案	13, 313, 760	968, 333	12, 911	14, 305, 913	93%	可決
第4号議案	14, 244, 853	42, 174	7, 998	14, 305, 926	99%	可決
第5号議案						
岩井 睦雄	14, 194, 785	90, 555	7, 998	14, 305, 923	99%	可決
岡本 薫明	14, 193, 223	92, 119	7, 998	14, 305, 925	99%	可決
寺畠 正道	14, 215, 282	70, 058	7, 998	14, 305, 923	99%	可決
見浪 直博	14, 214, 068	71, 273	7, 998	14, 305, 924	99%	可決
廣渡 清栄	14, 221, 584	63, 758	7, 998	14, 305, 925	99%	可決
山下 和人	14, 221, 204	64, 138	7, 998	14, 305, 925	99%	可決
幸田 真音	14, 202, 441	82, 901	7, 998	14, 305, 925	99%	可決
長嶋 由紀子	14, 219, 202	66, 140	7, 998	14, 305, 925	99%	可決
木寺 昌人	14, 211, 234	74, 108	7, 998	14, 305, 925	99%	可決
庄司 哲也	14, 147, 464	137, 876	7, 998	14, 305, 923	98%	可決
第6号議案	14, 186, 812	98, 103	10, 017	14, 305, 926	99%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及 び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

ニ. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、各決議 事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加 算しておりません。

以上